

I 食物アレルギー生徒への対応状況把握

「今治市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に準じて対応する。

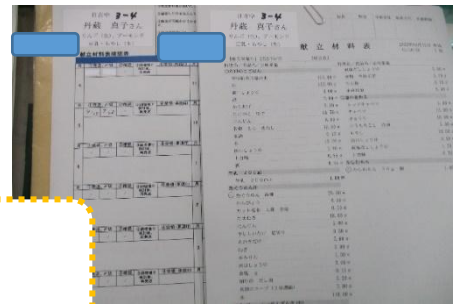
- ① 保護者に学校給食における食物アレルギー対応実施希望の調査書の提出を依頼する。
- ② 保護者に医師の診断による学校生活管理指導表またはそれに準ずるものの提出を依頼する。
- ③ 校内において食物アレルギー対応委員会（第1回）を開催し、対応するか否かを決定する。
- ④ 保護者、学校及び調理場で面談の日程調整を行い、アレルギーの状況や対応内容等について話し合う。
- ⑤ 食物アレルギー対応委員会（第2回）において、個別の対応内容を決定し、学校給食における食物アレルギー対応決定通知書を保護者へ送付する。

II 対応の実際

1 献立確認

保護者にアレルギー材料表を配付し、アレルギー原因食品を確認（毎月10日頃）

封筒に、材料表を入れて配付
（センター⇒学校⇒生徒・保護者）



2 調理場

アレルギー材料表をチェックし、除去食対応できるかできないかを判断し、押印したものを学校へ送り校内での決裁を行う。⇒ 決裁（ダブルチェック）

決裁終了後、材料表をコピーし、保護者・学校で保管 ⇒ 原本は調理場へ返却

3 配膳

- ① 給食が配送されたら、給食室でパートさんが、除去食の有無を確認する。⇒ ダブルチェック
- ② 対応生徒は、除去食がある場合はアレルギー用容器の食札を確認して教室へ持っていく。
- ③ 学級担任は、アレルギー対応一覧表と照らし合わせて、対応生徒とともに除去食を確認し、対応生徒の机の上にアレルギー用容器を置く。⇒ 指差し確認（ダブルチェック）
- ④ 対応生徒の給食を最初に配膳する。その際、アレルギー食品を含む料理の食缶の蓋は閉めておく。
- ⑤ 「いただきます」の合図で食器に移し替え、アレルギー用容器はそのまま机の上に置いておく。

4 給食中

- ① 対応生徒が体調不良を起こしていないか十分に留意する。
- ② アレルギー原因食品が入っているメニューは、おかわりをしない。

（アレルギー用容器を机の上に置いておくこと⇒確認）

5 片付け

- ① 除去食提供のアレルギー用容器の食札を貼って返却する。
- ② 対応生徒がアレルギー原因食品に接触しないように、給食当番や牛乳パック洗浄などに配慮する。

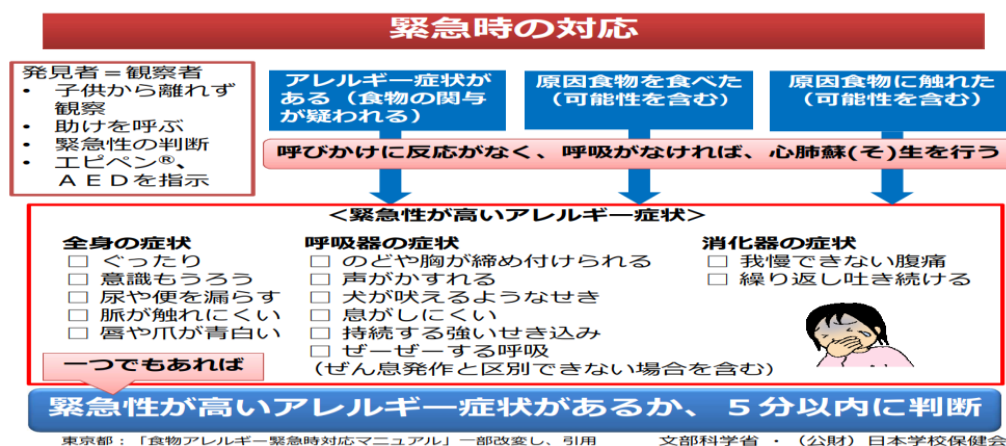
6 献立変更

- ① 給食主任は、アレルギー担当者に連絡し、学級担任からアレルギー対応該当生徒へ連絡をする。
- ② 調理場と連携をとり、必要な除去食対応の変更を確認するなど共通理解を図る。

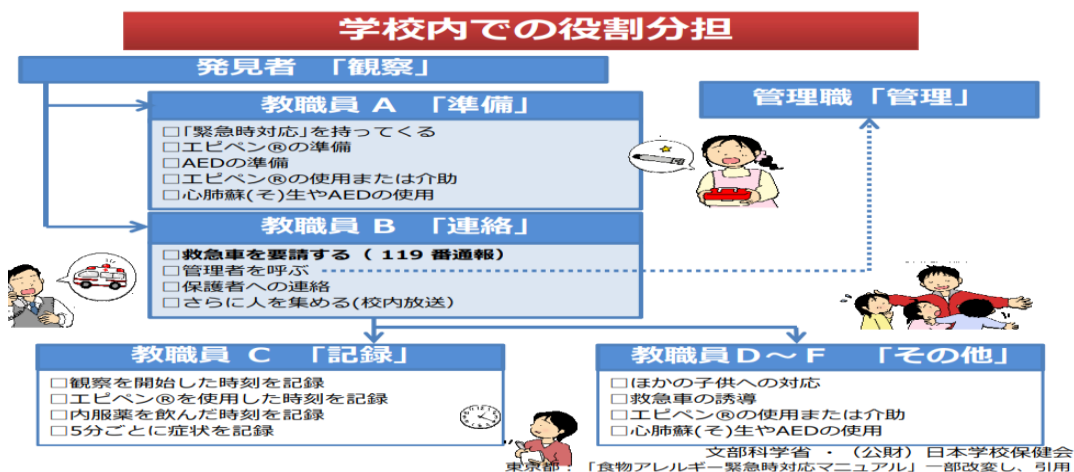
Ⅲ 緊急時の対応

1 アレルギー症状が見られた場合

(1) 緊急時の対応



(2) 校内での役割分担



(3) 緊急時の対応マニュアル ⇒ ラミネートして各教室に掲示

2 報告

発生後速やかに事故報告書を作成して市教委へ報告する。

事故の原因や問題となった事項の改善方法について後日報告する。

Ⅳ その他

1 全教職員による共通理解

(1) 年度初め及び変更時

① 食物アレルギーについて

- ・ 新規発症者への注意喚起
- ・ 運動誘発への理解
- ・ アレルギー面談内容の伝達

② 対応生徒の確認

- ・ 除去食対応者
- ・ 除去食対応の生徒については、学級において他の生徒にも周知
- ・ アレルギーの既往はあるが、自己除去対象者の確認

(2) 職員研修

食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識を持ち、エピペンを持っている生徒がいる場合は、正しく扱えるよう、実践的な研修を定期的実施する。

＜参考文献＞

学校における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省）

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂 公益財団法人日本学校保健会）